

令和8年3月25日

第21回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第21回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和8年3月25日(水) 午後2時00分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

### 議事日程

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」の取下げについて
- 議案第1号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について（所有権移転分）（利用権設定分）
- 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第3号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について
- 議案第4号 農用地あっせん申出について
- 議案第5号 利用状況調査に係る非農地判断について
- 議案第6号 令和8年度農作業標準賃金の改定について
- 議案第7号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

その他

1 出席委員

農業委員

1番 松木茂久	2番 生川裕也	3番 福久迫義隆
4番 前田真津美	5番 井手康則	6番 西村久則
7番 滝下真弥子	8番 石嶺義孝	9番 下高原誠
13番 小荒田大樹	14番 徳留幸信	12番 西山昭二
16番 池田由美子	17番 濱田保	15番 下川道孝
19番 税田祐子		18番 田代繁樹

農地利用最適化推進委員

20番 川畑淳一	21番 森川泰夫	22番 奥村祐樹
23番 前田剛	24番 今村量則	25番 南圭司
26番 京田富久		28番 小村亮太
29番 欠員	30番 廣森修	31番 田之上洋
32番 濱田卓郎	33番 上拂忠	34番 松澤雅人
35番 澤山善治	36番 下吹越浩之	37番 大迫恵太
38番 下吉一宏		

1 小委員長

13番 小荒田大樹

1 欠席委員

10番 内 蘭 光 弘      11番 西川路 利 広      27番 鶴 田 伸一郎

1 遅刻委員

7番 滝下真弥子

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長	小 吉 建 治
主幹兼農地総務係長	前 村 修
農地総務係主任	今奈良 昂 平
主幹兼振興係長	前 田 昭 市
振興係主事	藤久保 宏 実
振興係主事	池 田 恵
主幹兼地域計画係長	向 吉 真 一

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時00分

事務局 全員、ご起立ください。  
一同礼。  
指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。  
(唱和)  
ご着席ください。

議長 ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第  
21回指宿市農業委員会を開会いたします。  
本日の議事録署名委員に「6番委員」と「7番委員」を指名いたしま  
す。  
早速、議題に入ります。  
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題  
といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明を  
いたします。  
議案書の1ページをお開きください。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)  
以下については、お目通しください。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
次に、報告第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第  
3項の規定による農地利用集積等促進計画案」の取下げについてを、議  
題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局 報告第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の  
規定による農地利用集積等促進計画案」の取下げについての説明をいた  
します。  
議案書の4ページをお開きください。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第  
3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定に  
ついてのうち、所有権移転分を議題といたします。  
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 今月の議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第  
3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定に  
ついてのうち、所有権移転分は3件です。

議長

それでは、議案書の5ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、本案件については、県地域振興公社による農地売買等事業における売渡しが3件となっております。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち所有権移転分について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分は議案書の6ページから12ページまでの22件で、総合計は42筆41,373㎡です。

それでは、議案書の6ページをご覧ください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、今回の利用権設定分につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われま

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、19番委員の退席を求めます。

(19番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(19番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の3番から12ページ22番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

20番の備考欄のうち面積について、この面積は、登記面積ではなく、うち面積を集積面積とすべきだと思いますが、事務局の意見を聞かせてください。

12ページの総合計には、このうち面積を計上しています。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の3番から22番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の3番から22番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会では調査にあたっておりますので、現地

委員  
議長

委員  
議長

9番委員

事務局  
議長  
委員  
議長

委員  
議長

調査の報告を求めます。

小委員長 3月10日の転用調査時に、私と10番委員、21番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から13番は売買、14番から16番は知人への贈与で、贈与税に関しても理解しているとのことでした。

16件のうち14番は、住宅に隣接する農地で、所有権移転の特例を適用した申請となっておりますが、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく周辺への影響はないものと思われま

最後に、農地法第3条調書及び位置図、字図につきましても、審議資料の1ページから45ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断しますが、審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号の1番から16ページ16番まで一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

4番委員 13番の譲受人は、お茶を生産する法人だと認識していますが、なぜ審議資料の調書では、栽培品目が甘藷となっているのか教えてください。

また、所在地の志布志市から遠いと思いますが、本市で作業員を雇っているのか教えてください。

事務局 13番の譲受人は、焼酎用の芋を主に栽培しています。

また、本部は志布志ですが、指宿に支部があり、支部で従業員を雇って農作業を行っています。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

小委員長

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

番号1番です。転用目的は一般住宅です。

審議資料の46ページをお開きください。

申請地は、                    から北東へ430m離れた農地で、東は宅地、西は畑及び雑種地、南は雑種地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地に自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、土留工事を行うことから、影響は軽微なものと判断されます。

なお、申請地面積が512㎡で、一般住宅の転用許可基準面積とされる500㎡を超えておりますが、隣接する市道は近隣の医療施設利用者の通行路となっており、幅員以上の交通量が見込まれます。そのため18㎡ほどセットバック部分が必要となる旨の理由書が添付されていることから、小委員会ではやむを得ないと判断したところ です。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番です。転用目的は宅地造成です。

審議資料の47ページをお開きください。

申請地は、                    から南東へ350m離れた農地で、西は畑、北は宅地、それ以外は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、駅や市街地が近く、住宅建築の需要が見込めることから申請地を取得し、宅地造成のうえ販売する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にブロックを積むことから、影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番です。転用目的は一般住宅です。

審議資料の48ページをお開きください。

申請地は、[ ]から北西へ160m離れた農地で、西は市道、北は畑、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地に自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状のままで、周辺に畑がないことから、影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番です。転用目的は駐車場です。

審議資料の49ページをお開きください。

申請地は、[ ]から南東へ450m離れた農地で、南は里道、北は畑、それ以外は市道及び宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は市内の法人で、事務所に近い申請地を取得し、駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にブロックを積むことから、影響は軽微なものと判断されます。

なお、申請地の一筆が、すでに駐車場として利用されていることから、始末書が添付されております。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番です。転用目的は駐車場及び車庫です。

審議資料の50ページをお開きください。

申請地は、[ ]から北東へ240m離れた農地で、北は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は申請地を取得し、駐車場を整備し車庫を建てる計画ですが、申請地にはすでに車庫が建設され、駐車場としても利用されていることから、始末書が添付されております。

土地の形状については現状のままで、周辺に農地がないことから影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番と7番は関連するため、併せて説明いたします。転用目的はいずれも駐車場及び資材置場です。

審議資料の51ページをお開きください。

申請地は、                    から東へ330m離れた農地で、東は5条申請地及び里道、西は5条申請地及び畑、南は市道、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、農業と土木業を営む個人で、現在申請地の南側にある自身の住宅敷地内において、駐車場および資材置場を整備しておりますが、2年前の豪雨災害で住宅敷地の南側のがけが崩れたため、一部を申請地に移動する必要があることから、申請地を駐車場及び資材置場に整備する計画です。

土地の形状については、最高1.5m切土し、土留工事を行うことから、影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号8番です。転用目的は蓄電池用地です。

審議資料の52ページをお開きください。

申請地は、                    から東へ280m離れた農地で、東は里道、西は水路、南は里道及び雑種地、北は雑種地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、再生可能エネルギー関連事業を営む法人で、申請地を蓄電池用地として整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、防護柵を設置することから、影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、8件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

議長

それでは、議案第3号について、ご審議願います。  
 ご質疑、ご意見はございませんか。

4番委員 8番の設置する蓄電池施設の規模について、何基設置するのか教えてください。

事務局 また、周辺住民への騒音等の影響はないのか、教えてください。

事務局 1基あたり5㎡の蓄電池を、16基設置する計画です。周辺への影響については、民家はありますが、申請地から離れており、また、蓄電池を申請地の中心部に密集して設置することから、影響はないと思います。

35番委員 この蓄電池の種類は、リチウムイオン電池ですか。それとも燃料電池ですか。

事務局 また、大雨による洪水など水害の心配はないでしょうか。

事務局 電池の種類は把握しておりませんが、自然災害等による影響は少ないと思います。

21番委員 申請地のすぐ近くをかなりの容量の川が流れています。申請地はその川の3メートル程上にありますので、相当な集中豪雨がない限りは、洪水の心配はないと思います。

議長  
 委員  
 議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

委員  
 議長 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

委員  
 議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。議案書の20ページをお開きください。

今月は、売渡申出が4件、貸付申出が2件です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の53ページから66ページに掲載しています。

以上で説明を終わります。  
皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、事務局の説明のとおりであります。  
それでは、議案第4号について、ご審議願ひます。  
ご質疑、ご意見はございませぬか。

委員  
議長 　　「なし」の声あり。  
ご質疑なしと認めます。  
このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出  
されていると思ひますので、事務局案の発表をお願ひします。

事務局 　　それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。  
議案書の20ページになります。  
番号1は、30番委員、11番委員。  
番号2は、37番委員、18番委員。  
番号3は、27番委員、8番委員、16番委員。  
番号4は、34番委員、14番委員。  
番号5は、35番委員、15番委員。  
番号6は、33番委員、13番委員。  
以上、事務局案として提案いたします。  
皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、事務局案が発表されました。  
それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員  
議長 　　(各委員了解あり)  
それでは、議案第4号農用地あっせん申出については、原案のとおり  
承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたしま  
す。

事務局 　　次に、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題と  
いたします。  
事務局に議案の説明を求めます。  
議案第5号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたしま  
す。  
議案書は21ページから22ページになります。  
なお、今回の非農地判断は、岩本交差点山手側を対象としておりま  
す。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)  
以下については、お目通しください。  
今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況

調査等により、農地に復元して利用することが困難と見込まれるとして分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は、山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することが困難と見込まれることから、農地に該当しない土地であることを確認しました。

よって11筆6, 573㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

議長

委員

議長

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案とおりに承認することに、ご異議ございませんか。

委員

議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに、決定いたします。

次に、議案第6号令和8年度農作業標準賃金の改定についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第6号令和8年度農作業標準賃金の改定について、説明をいたします。議案書の23ページをご覧ください。

2月25日に、会長、会長職務代理、振興部及び農地部の各部長、副部长、事務局で、策定検討会を開催しております。

改定内容については、一般農作業の賃金を8,300円以上に増額しています。これは、直近の県の最低賃金に基づいて算出しており、ほかの機械作業の単価については、変更なしです。

また、トラクターのモア作業として、8,000円を新たに設定し、表下のただし書きを、議案にお示しのとおり改定しています。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長  ただいま、事務局の説明のとおりであります。

  それでは、議案第6号について、ご審議願います。

  ご質疑、ご意見はありませんか。

38番委員  機械作業の金額について、作業ごとに設定していますが、その積算根拠を教えてください。

事務局  積算根拠はありませんが、南薩3市とJAの金額を基に設定しております。

4番委員  新しくモアの作業料金を設定していますが、8,000円は安くはないですか。

事務局  妥当な金額だと思います。南薩3市と比べても特に較差はありません。

議長  
委員  
議長  ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

  「なし」の声あり。

  議案第6号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員  
議長  「異議なし」の声あり。

  ご異議なしと認めます。

  よって、議案第6号令和8年度農作業標準賃金の改定については、原案のとおり承認することに、決定いたします。

  次に、議案第7号農地利用最適化推進委員の委嘱についてを、議題といたします。

事務局  事務局に議案の説明を求めます。

  議案第7号農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご説明いたします。

  議案書の24ページになります。

  農地利用最適化推進委員1名が辞任し、令和7年12月26日より欠員となっていましたが、指宿市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会から、大山地区の山下 竜一氏が、候補者に適任であると報告がありましたので、農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第8条の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の委嘱について承認を求めます。

  以上で説明を終わります。

  皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長  ただいま、事務局の説明のとおりであります。

  それでは、議案第7号について、ご審議願います。

  ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。  
議案第7号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。  
ご異議なしと認めます。  
よって、議案第7号農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案のとおり承認することに、決定いたします。  
本日の議題は、これで終了いたしました。  
ほかにございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。  
ほかになければ、その他に入ります。  
その他について、事務局に説明を求めます。

事務局

その他について、ご説明いたします。  
議案書の25ページをお開きください。  
その他（議案書の25ページを参照して説明）

1. 3月の行事報告
2. 4月の行事予定
3. その他

議長  
委員  
議長

ほかにございませんか。  
「なし」の声あり。  
ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第21回指宿市農業委員会を閉会いたします。  
全員ご起立ください。  
一同礼。

(閉会 午後3時35分)

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員6番委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員7番委員 \_\_\_\_\_